

令和3年度三重県生活困窮者自立相談支援業務委託 企画提案コンペ選定要領

(目的)

第1条 この要領は、生活困窮者自立支援法に基づき、三重県生活相談支援センターを設置し、生活困窮者本人の状態に応じた包括的かつ継続的な相談支援等を実施することによって、生活困窮者の自立を促進することを目的とする三重県生活困窮者自立相談支援業務委託について、その業務を委託する者の選定に当たり、必要な事項を三重県調査委託契約実施要綱第7条の規定に基づいて定めるものである。

(選定業務)

第2条 業務を委託する者を選定するため、三重県生活困窮者自立相談支援業務委託企画提案コンペ選定委員会（以下「選定委員会」という。）は、以下の各項により選定業務を行う。

2 提出された各企画提案について、別紙1「適否評価基準」に基づき適否判定を行う。

ただし、企画提案書の提出件数が5件に満たない場合にあつては、これを省略することができる。

3 前項の適否判定において「適」とされたもの及び前項ただし書きのものにあつては、プレゼンテーションを実施し、別紙2「選定基準」に基づき、最優秀提案者を選定する。

(評価)

第3条 前条に規定する評価(配点)については、以下の各項によるものとする。

2 前条第2項の評価は「適・否」2段階の絶対評価で、以下の各号により行う。

(1)「適」とは、基準に示す各項目において、それぞれ委託目的及び条件等に照らし合わせ、企画提案として採用する内容を備えているものをいう。

(2)「否」とは、(1)でないものをいう。

(3)出席委員の判定する各項目の「適」「否」の総数を分母とし、「否」の割合が4分の1を超えるもの又は同一項目について出席の過半数以上の委員が「否」の判定をした企画提案については、不適格なものとし、みなし選定対象から除外する。

3 前条第3項の評価は、別紙2「選定基準」に示す項目について、優秀なものから「5・4・3・2・1」の5段階絶対評価で行い、それぞれの項

- 目ごとの配点に応じて得点を算出し、合計する。
- (2) 各委員の採点の総合計点により、最も高い得点を得た提案を本企画提案コンペの最優秀提案とし、最優秀提案の提案者を本委託業務の選定事業者として決定する。
 - (3) 各委員の採点の総合計点が同点の場合は、出席委員の採決により決定する。
 - (4) 出席委員による5段階絶対評価において、委員1名以上がいずれかの項目について、評点1と評価した企画提案、または、総合計点を出席委員の数で除した平均得点が、60点以下の提案については、不適格なもののみなし選定対象から除外する。

(プレゼンテーション)

第4条 プレゼンテーションの実施日程等については別途定める。